

2023年3月16日 改定

公益社団法人日本ダーツ協会

## 大会における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

本ガイドラインは、ダーツ競技会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症予防のための基準や留意点を、スポーツ庁・公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本レクリエーション協会の指針等を参考に、ダーツ競技の特性を踏まえてまとめたものです。

### 1. 大会開催時の原則事項

#### (1) 大会開催の可否

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という）が発令されている都道府県では大会開催不可とする。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づくまん延防止等重点措置（以下「まん防措置」）が発令されている市区町村では、大会開催不可とする。
- ・ 緊急事態宣言ないしまん防措置が発令されていない地域での大会開催であっても、都道府県間の移動の自粛が求められている場合には、他の都道府県からの選手・役員の参加を認める大会開催は不可とする。
- ・ 上記に該当しない場合であっても、開催地において、新型コロナウイルス罹患者が急増するなど、公衆衛生上の危険が生じていると考えられる場合は、大会開催不可とする。

・緊急事態宣言が解除された直後など、参加選手およびスタッフが、いまだ試合に向けたコンディション調整が完了していないと思われる時期の大会開催は不可とする。

## (2) 大会開催の基礎条件

・大会に関わる関係者、参加選手、スタッフ、役員（以下「大会参加者」という）が日常において、厚生労働省が発出する「新しい生活様式」に従って、感染対策を実践していること。

・大会会場において、大会の主催者が、下記に定める感染防止対策を十分に実行できる状況にあること。

## (3) 大会開催の具体的条件

①手指消毒液、などの感染予防用品を、大会参加者の人数に応じて、十分に準備可能であること。

②電子的な受付や、参加費の事前振込決済などにより、大会当日の対面による受付や現金支払等を極力削減しうる体制にあること。

③窓の開放や換気設備の稼働により、十分な換気を行える会場を確保していること。

④大会会場の広さが、大会参加者の密集を避けるために十分な広さであること。

## 2. 大会開催時のガイドライン

### (1) 大会参加者の募集におけるガイドライン

大会参加者を募集する際には、大会要項・案内状に下記の事項を明記すべきである

①大会当日、下記の状況にあるときは、大会参加をキャンセルすべきこと。

- 体調がよくない場合（例: 37.5度以上の発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
- ②大会当日までの間に、開催地で緊急事態宣言が発令されたり、新型コロナウイルス罹患者が急増するなどした場合には、大会を中止する可能性があること、その場合に、すでに確保した交通手段のキャンセル料の支払など、大会参加のための経費は、大会参加者各自の負担となること。
- ③その他感染防止のための必要事項について、大会主催者の指示に従うこと。
- ④上記のような対策を踏まえても、新型コロナウイルス感染の可能性をゼロにすることは不可能であり、大会参加者は、常に感染リスクが存在することを理解した上で大会に参加しなければならないこと。

## (2) 大会当日の受付におけるガイドライン

- ①感染防止のための遵守事項を受付に大書して掲示すること。
- ②非接触式体温計ないしサーモカメラを備置し、大会参加者の検温を行うこと（37.5度以上の発熱がある者は入場を拒否すること）。
- ③人と人が対面する場所には、ビニールシートなどを設置し、飛沫の拡散防止を図ること。

## (3) 大会会場施設の整備にかかるガイドライン

- ①手洗い場には十分なハンドソープを用意すること。
- ②更衣室での密集を避けるため利用人数の制限など必要な措置をとること。
- ③飲料を提供する場合は、使い捨ての容器を使用すること。

#### (4) ダーツ競技実施時のガイドライン

- ①試合会場設営においては、選手間、選手と審判間の距離が、最短でも2メートル以内に近づくことのないように、プレーエリアやライン、スタッフ席を設営すること。

---

(参考とさせていただいた資料)

- ・「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月29日）公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
- ・「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」（令和2年5月28日）公益財団法人日本レクリエーション協会
- ・「新型コロナウイルス感染対策スポーツ・運動の留意点と、運動事例について」（令和2年5月25日） スポーツ庁